

## 砥部町がん検診等の費用徴収に関する要綱

平成 26 年 3 月 26 日  
砥部町告示第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 及びがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）の規定に基づき町が実施するがん検診等に要する費用の一部（以下「受診料」という。）を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 がん検診等の対象となる者は、がん検診等を受診しようとする日（以下「受診日」という。）において本町に住所を有する者のうち、別表に掲げるがん検診等の種類の区分に応じ、受診日の属する年度の 3 月 31 日において、同表に掲げるがん検診等の対象となる者に該当するものとする。

(種類及び受診料の額)

第 3 条 がん検診等の種類及び受診料の額は、別表のとおりとする。

(受診料の納付)

第 4 条 受診料は、がん検診等の受診時に納付しなければならない。

(受診料の還付)

第 5 条 既納の受診料は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(受診料の免除)

第 6 条 受診日において次に該当する者は、受診料を免除する。ただし、肺がん検診（CT 検査）、腹部超音波検診、乳がん検診（乳房超音波検査）及び歯周病検診は、免除しない。

- (1) 受診日の属する年度の 3 月 31 日において、70 歳以上の者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条に定めるもので後期高齢者医療資格情報のお知らせ又は資格確認書を提示した者
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯に属する者で証明書を提示した者
- (4) 受診日が 4 月 1 日から 6 月 30 日までの場合にあつては受診日の属する年度の前年度、7 月 1 日から 3 月 31 日までの場合にあつては受診日の属する年度において町民税が非課税である世帯に属する者で、町県民税所得・課税証明書（世帯用）又は総合検診用証明書を提示した者

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成26年3月26日告示第32号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第35号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月22日告示第7号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第93号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年1月5日告示第1号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月21日告示第144号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年2月18日告示第25号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和8年4月2日告示第97号）

別表（第2条、第3条関係）

がん検診等の種類	がん検診等の対象となる者	がん検診等の費用の額
肺がん検診（CR 検査）	40 歳以上の者	700 円
肺がん検診（CT 検査）	40 歳以上の者	3,200 円
大腸がん検診	40 歳以上の者	500 円
胃がん検診	40 歳以上の者	1,200 円
前立腺がん検診	50 歳以上の男性	1,100 円
腹部超音波検診	40 歳以上の者	2,000 円
B 型肝炎ウイルス検査	40 歳以上の者	200 円
C 型肝炎ウイルス検査	40 歳以上の者	300 円
B・C 型肝炎ウイルス検査	40 歳以上の者	500 円
乳がん検診（マンモグラフィ）	40 歳以上の女性	1,400 円
乳がん検診（乳房超音波検査）	30 歳代の女性	2,200 円
子宮頸がん検診	20 歳以上の女性	1,400 円
骨粗鬆症検診	40 歳以上の女性	600 円
歯周病検診	20 歳以上の者	500 円